

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）に出展し、瀬戸内地域の温暖な気候と豊かな自然環境に育まれた広島初夏の花きの魅力を、観光資源や平和理念と併せて国内外へ発信することにより、広島県の多様な花き品目への認知度を高めるとともに、県内の園芸振興を図り、花き生産者の生産意欲向上及び県内を訪れる観光客の増加を目的とする。

また、出展にあたり、企画・設計・設営・運営・撤去といった一連の業務を行う必要があり、いずれも高度な知識、専門的な技術や創造性、構想力を求められるほか、広く企画提案を受けることで民間事業者の創意工夫を活かし効果的な出展が期待できることから、専門的知識や実践経験等を有する受託事業者を募集する。

(2) 業務内容

別紙「2027年国際園芸博覧会における広島県出展企画運営業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年8月31日まで

(4) 予算額

27,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書【様式2】提出期限

令和8年10月13日（火）正午（午前12時）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年10月14日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県農林水産局農業生産課

イ 提案書提出期限

令和8年10月16日（金）正午（午前12時）必着

ウ その他

(ア) 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式4】を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取り下げ願い書」を提出すること。また、「取り下げ願い書」の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しないものは辞退したものとみなす。

(ウ) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差し替えは認めない。

(5) 提案書に関するプレゼンテーションについて

ア 実施場所

広島県庁内で別に指定する場所

イ 実施日時

令和8年10月19日（月）の別に指定する時間

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 単独企業の場合

- ・広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・会社概要説明書【様式3】
- ・機密データの保存等に関する申出書【様式7】

(イ) 企業グループの場合

- ・広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・会社概要説明書【様式3】
- ・グループ構成書【様式5】
- ・委任状【様式6】
- ・機密データの保存等に関する申出書【様式7】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 電子メールによる提出は、件名を「園芸博における広島県出展企画運営業務公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出について」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局農業生産課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp

《農業生産課電話番号》 082-513-3591（ダイヤルイン）

(7) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式2】により、電子メールにて提出すること。件名を「園芸博における広島県出展企画運営業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局農業生産課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 nouseisan@pref.hiroshima.lg.jp

《農業生産課電話番号》 082-513-3591（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局農業生産課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年10月23日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年10月26日（月）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払いすることができることとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(14) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(15) 提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、

契約を締結する場合がある。

- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 業務委託契約書（案）
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 評価基準（審査票）
- (6) 様式類
 - 【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式 2】仕様書等に対する質問書
 - 【様式 3】会社概要説明書
 - 【様式 4】取り下げ願い書
 - 【様式 5】グループ構成書
 - 【様式 6】委任状
 - 【様式 7】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県農林水産局農業生産課 担当 小松・八田
電話 082-513-3591（ダイヤルイン）